

仮処分とは、争いがある権利関係について、将来確定することを予定しつつ、暫定的な措置を命ずる裁判のこと。

本訴となる裁判(今回の場合、地位確認等請求事件の裁判)の判決が確定するまでの間、債権者に生ずる著しい損害や急迫した危険を避ける為に裁判所は仮処分決定を発令する。

仮処分決定に対しては異議申し立て(2010年2月8日、仮処分決定後に大学はこれを実行)ができるが、裁判所が取り消しや変更の決定をしない限り、仮処分決定は効力を失わない。仮処分決定に従わない場合は、裁判所が債務者の債権差押命令(2010年2月19日、長崎県立大学は財産の差し押さえ命令を受けた)などを下すこともある。